

築上町告示第10号

平成31年第1回築上町議会定例会を次のとおり招集する

平成31年2月25日

築上町長 新川 久三

- 1 期 日 平成31年3月7日
 - 2 場 所 築上町役場議事堂
-

○開会日に応招した議員

宗 晶子君	小林 和政君
鞆野 希昭君	池亀 豊君
工藤 久司君	宮下 久雄君
田村 兼光君	塩田 文男君
武道 修司君	丸山 年弘君
田原 宗憲君	信田 博見君

○3月11日に応招した議員

○3月13日に応招した議員

○3月14日に応招した議員

○3月22日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成31年 第1回 築上町議会定例会会議録 (第1日)

平成31年3月7日 (木曜日)

議事日程 (第1号)

平成31年3月7日 午前10時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

①議長の報告 (提出された案件等の報告)

日程第4 議案第2号 平成30年度築上町一般会計補正予算 (第9号) について

日程第5 議案第3号 平成30年度築上町国民健康保険特別会計補正予算 (第3号) について

日程第6 議案第4号 平成30年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号) について

日程第7 議案第5号 平成30年度築上町水道事業会計補正予算 (第2号) について

日程第8 議案第6号 平成30年度築上町下水道事業会計補正予算 (第1号) について

日程第9 議案第7号 平成31年度築上町一般会計予算について

日程第10 議案第8号 平成31年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

日程第11 議案第9号 平成31年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について

日程第12 議案第10号 平成31年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について

日程第13 議案第11号 平成31年度築上町霊園事業特別会計予算について

日程第14 議案第12号 平成31年度築上町国民健康保険特別会計予算について

日程第15 議案第13号 平成31年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第16 議案第14号 平成31年度築上町水道事業会計予算について

日程第17 議案第15号 平成31年度築上町下水道事業会計予算について

日程第18 議案第16号 築上町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

日程第19 議案第17号 築上町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第20 議案第18号 築上町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第21 議案第19号 築上町旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第20号 築上町公共施設等整備基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第21号 築上町立学校教育環境整備基金条例の制定について
- 日程第24 議案第22号 築上町立学校給食運営基金条例の制定について
- 日程第25 議案第23号 築上町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第24号 築上町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて
- 日程第27 議案第25号 築上町公共下水道区域外流入分担金に関する条例の制定について
- 日程第28 議案第26号 築上町ふるさと公園広場条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第27号 築上町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第28号 築上町学習等供用施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議案第29号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及
び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 日程第32 議案第30号 築上町過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 日程第33 議案第31号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第34 議案第32号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第35 議案第33号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第36 議案第34号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第37 議案第35号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第38 議案第36号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第39 議案第37号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第40 議案第38号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第41 議案第39号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第42 議案第40号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第43 議案第41号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第44 議案第42号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第45 議案第43号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第46 議案第44号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第47 議案第45号 築上町教育委員会委員の任命について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- ①議長の報告（提出された案件等の報告）
- 日程第4 議案第2号 平成30年度築上町一般会計補正予算（第9号）について
- 日程第5 議案第3号 平成30年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第6 議案第4号 平成30年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第7 議案第5号 平成30年度築上町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第8 議案第6号 平成30年度築上町下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第9 議案第7号 平成31年度築上町一般会計予算について
- 日程第10 議案第8号 平成31年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第11 議案第9号 平成31年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について
- 日程第12 議案第10号 平成31年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について
- 日程第13 議案第11号 平成31年度築上町霊園事業特別会計予算について
- 日程第14 議案第12号 平成31年度築上町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第15 議案第13号 平成31年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第16 議案第14号 平成31年度築上町水道事業会計予算について
- 日程第17 議案第15号 平成31年度築上町下水道事業会計予算について
- 日程第18 議案第16号 築上町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第17号 築上町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第18号 築上町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第19号 築上町旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第20号 築上町公共施設等整備基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第21号 築上町立学校教育環境整備基金条例の制定について
- 日程第24 議案第22号 築上町立学校給食運営基金条例の制定について
- 日程第25 議案第23号 築上町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第26 議案第24号 築上町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第25号 築上町公共下水道区域外流入分担金に関する条例の制定について
- 日程第28 議案第26号 築上町ふるさと公園広場条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第27号 築上町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第28号 築上町学習等供用施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議案第29号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 日程第32 議案第30号 築上町過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 日程第33 議案第31号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第34 議案第32号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第35 議案第33号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第36 議案第34号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第37 議案第35号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第38 議案第36号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第39 議案第37号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第40 議案第38号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第41 議案第39号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第42 議案第40号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第43 議案第41号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第44 議案第42号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第45 議案第43号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第46 議案第44号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第47 議案第45号 築上町教育委員会委員の任命について

出席議員（12名）

1 番 宗 晶子君	2 番 小林 和政君
3 番 鞘野 希昭君	4 番 池亀 豊君
5 番 工藤 久司君	6 番 宮下 久雄君
9 番 田村 兼光君	10番 塩田 文男君
11番 武道 修司君	12番 丸山 年弘君
13番 田原 宗憲君	14番 信田 博見君

欠席議員（なし）

欠 員（2名）

事務局出席職員職氏名

局長 木部 英明君 総務係長 城山 琴美君

説明のため出席した者の職氏名

町長	新川 久三君	副町長	八野 紘海君
教育長	亀田 俊隆君		
会計管理者兼会計課長			永野 賀子君
総務課長	元島 信一君	財政課長	椎野 満博君
企画振興課長	種子 祐彦君	人権課長	武道 博君
税務課長	江本昭二郎君	住民課長	神崎 博子君
福祉課長	首藤 裕幸君	産業課長	今富 義昭君
建設課長	神崎 秀一君	都市政策課長	竹本 信力君
下水道課長	西田 哲幸君	総合管理課長	吉留梯一郎君
環境課長	長部 仁志君	商工課長	野正 修司君
学校教育課長	鍛冶 孝広君	生涯学習課長	古市 照雄君
農業委員会事務局長	平田 美樹君	上水道課上水道係長	野中 尚君
監査事務局長	石井 紫君		

午前10時00分開会

○議長（田村 兼光君） ただいまの出席議員は12名です。定足数に達していますので、平成31年第1回築上町議会定例会を開会します。

新川町長から、行政報告の申し出がありましたので、これを許します。新川町長。

○町長（新川 久三君） 議員の皆さん、おはようございます。先ほど表彰を受けた議員の4人の皆さん、まことにめでたうございます。また今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

さて、平成31年第1回定例会を招集したところ、全議員の皆さんが出席を賜りありがとうございます。

平成最後の議会となります。次の議会は年号が多分変わりますので、そういうことで、本議会

の前にちょっと報告したいのが、もう皆さん御承知かも知れませんが、築城基地のF-2戦闘機が墜落をいたしましたけれども、一応原因がわかるまでは飛行をちょっと自粛してほしいという申し入れをしておりましたら、原因がわかったということで、この原因は、操縦、人為的なミスというようなことで、新人のパイロットが前に乗って、ベテランが後ろで訓練をしておったと。そのときに、上昇をするときに推力を速力出さないまま上昇したんで、失速をしてしまったという状況だったと。もうやむを得ず脱出をせざるを得なかったというふうな状況の事故でしたという報告を受けて、月曜日から訓練を再開しておるところでございます。

それからあと、庁舎のほうでございますけれども、プロポーザル、全てプレゼンテーションまで終わりました、委員会のほうから私のほうに推薦がございましたんで、今契約の手続をしておりますが、仮契約ができ次第、議会のほうに御提案をさせていただこうと、このように考えているところでございます。

それからあと、消防の関係、皆様のお手元にも配付していると思いますが、経過というふうなことで、金銭の流れの経過を配付させていただいております。一応調査委員会を発足して、2年分が違算があったというようなことで、そういうことでこの分で9,800万円が実際の、いわゆる使途不明金になっておりますという報告が調査委員会からあっております。

それから、本人が納めた額、途中で1,400万円ほど納めております。そしてまた、裁判が始まってから900万円ぐらい行っているんじゃないかなと思いますけれども、納めておるというようなことで、実質的に本人が横領したという金額は五千数百万円でございますけれども、実際的には、それを実証できない額を合わせて9,800万円ということでございますんで、実際、今不明金というのが返還金を差し引けば、それとか職員からの寄附金、それから元理事の寄附金等々があっております。そういうものを差し引けば、大体7,500万円ぐらい現在なると。もうちょっと寄附金等があっておりますんで、少し減ってくるんじゃないかなと思いますけれども、7,500万円ということで使途不明金があると。じゃあ、この7,500万円をどうするかということで、基本的には責任ある人というのは、基本的には会計管理者と、それからあと組合長以外の副組合長をしておったときの消防管理者、これが地方自治法による損害賠償の対象になるというふうなことで、組合長の場合は、もう直接損害賠償の対象にならないという形になっておる——地方自治法によるとね、損害賠償の対象にはならないということで、今地方自治法による分については監査委員の見解を求めて、その対応をするということになっております。監査委員は、現在精査中でございますので、まだ結論は出ておりません。そういう形の中で当時の該当する、いわゆる消防管理者であったものについては、寄附の要請はまだしてないという状況でございます。

そういうことで、基本的にはじゃあ7,500万円をどうするかということで、しかし、これ

はもうだれにも責任を追及できない状況であるということで、とにかく消防の中で節約をしながら、これを住民の皆様理解を求められないだろうということで、現在定数が127名おりますが、7,500万円に匹敵するような節約をするまでは、定数を我慢しながら定数2減をやっ
ていこうと、このような形で、今これをひとつ条件に多岐の——これはまた7,500万円とは別に裁判所から和解案が出ております。だから和解案という形の中で、さきの2月25日の組合
議会のほうで条件を付して和解をしていいというふうな形で一応議決をいただいているというこ
とで、この和解案の中で免除をされた額もこの7,500万円の中に入るというふうな形になっ
ておりますけれども、詳しくはまた私のほうが説明しますんで、ちょっとそれだけの報告をさせ
ていただきたいと、このように考えまして議員の皆さんには報告をさせていただいているところ
でございます。

それからあとは、先般、町民劇、非常に好評でございました。すばらしい劇でございましたけ
ど、本当に涙の出るような劇でございました。そしてあと、ちびっ子レスリングで築城の織田姫
華さんという保育園児が全国大会で優勝したというような、19キロ級で、先般表敬訪問がござ
いました。

大体以上報告しておきます。

本議会は、30年度の補正予算5件、それから31年度の当初予算9件、条例改正案を13件、
その他退手組合と、それから過疎地域自立促進計画の一部変更ということで、2件これを出させ
ていただき、あとは人事案件といたしまして、農業委員会委員の選任をしなければならない時期
になりましたんで、14件の農業委員の選任案件がございます。そしてあと教育委員が1名、こ
れも選任の任期が来ましたんで1名、皆さんの同意をいただくように提案をさせていただいて
いるところでございます。あとよろしくお願ひ申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

○議長（田村 兼光君） これで行政報告が終わりました。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（田村 兼光君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、11番、武道修司議員、
12番、丸山年弘議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（田村 兼光君） 日程第2、会期の決定について議題とします。議会運営委員長の報告を

求めます。信田委員長。

○**議会運営委員長（信田 博見君）** 議会運営委員会の報告をいたします。

3月4日、議会運営委員会を開催し、お手元に配付の会期日程案のとおり決定いたしました。

3月7日木曜日、本日は、本会議で議案の上程。

なお、議案第29号の組合規約の案件については本日、そして議案第31号から45号の人事案件については、中日、3月11日に採決することとして協議しました。

3月8日金曜日は、考案日とします。

3月9日土曜日、10日日曜日は休会とします。

3月11日月曜日は、本会議で議案に対する質疑と委員会付託とします。

3月12日火曜日は、考案日とします。

13日水曜日、14日木曜日は、本会議で一般質問とします。

15日金曜日は、厚生文教常任委員会とします。

3月16日土曜日、17日日曜日は、休会とします。

3月18日月曜日は、考案日とします。

3月19日火曜日は、総務産業建設常任委員会とします。

なお、総務産業建設常任委員会は、築城支所の第4・第5会議室で行います。

3月20日水曜日は、委員会予備日とします。

2月21日木曜日は休会とします。

3月22日金曜日は、本会議で、委員長報告、質疑、討論、採決とします。

なお、委員会審議につきましては、所管の議案審議、所管の事務質疑、所管外の議案質疑とし、一般行政事務関連については一般質問でお願いします。

一般質問の受付締め切りは、あす3月8日正午までといたします。

以上、会期は、本日から3月22日までの16日間とすることが適当だと決定いたしましたので報告いたします。

以上です。

○**議長（田村 兼光君）** 以上で、議会運営委員長の報告は終わりました。

お諮りします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から22日までの16日間と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（田村 兼光君）** 異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月22日までの16日間に決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（田村 兼光君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

本日提案されています議案は、お手元に配付していますように議案第2号ほか43件です。ほかに例月出納検査報告は配付のとおり提出されていますので、あわせて報告いたします。

議事に入ります。

日程第4. 議案第2号

日程第5. 議案第3号

日程第6. 議案第4号

日程第7. 議案第5号

日程第8. 議案第6号

○議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第4、議案第2号平成30年度築上町一般会計補正予算（第9号）についてから、日程第8、議案第6号平成30年度築上町下水道事業会計補正予算（第1号）についてまでを、会議規則第37条の規定により一括議題としたいが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号から議案第6号までを一括議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野財政課長。

○財政課長（椎野 満博君） **議案第2号**平成30年度築上町一般会計補正予算（第9号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により平成30年度築上町一般会計補正予算（第9号）を別紙のとおり提出する。

議案第3号平成30年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により平成30年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を別紙のとおり提出する。

議案第4号平成30年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により平成30年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出する。

議案第5号平成30年度築上町水道事業会計補正予算（第2号）について、地方公営企業法第24条第3項の規定により平成30年度築上町水道事業会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出する。

議案第6号平成30年度築上町下水道事業会計補正予算（第1号）について、地方公営企業法

第24条第3項の規定により平成30年度築上町下水道事業会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。平成31年3月7日。築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第2号は、平成30年度築上町一般会計補正予算（第9号）ですが、本予算案は、既定の歳入歳出予算の総額112億8,631万円に4億674万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を116億9,305万7,000円と定めるものでございます。

予算の中身につきましては、人事院勧告に基づく人件費の補正、それから緊急対策として、学校関係のブロック塀の、いわゆる危険なブロック塀の撤去、それから冷房設備対策ということで、これを臨時特例交付金でいただいて事業を行うようにしております。

それからあとは、基金ということで環境施設基金の積立金、それから有機液肥製造施設基金積立金、学校教育環境整備基金積立金、それから学校給食運営基金積立金、あと公共施設等整備基金運営費積立金というふうなことが主なもので、あと財源につきましては、いわゆる文科省の交付金、それからあと防衛省の8条の調整交付金、それから米軍再編の交付金等々を充てるものでございます。

それとあと、事業の確定した、歳入歳出の増減、そしてあと繰越明許費の追加を7件、計上させていただき、地方債の追加を1件、変更を3件計上させておるところでございます。よろしくお願い申し上げたいと思います。

次に、議案第3号は、平成30年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございます。

本予算案は、既定の歳入歳出予算の総額に22億1,136万6,000円に7,076万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を22億8,213万3,000円とするものでございます。

補正の主なものは、人勤の人件費、それから保険給付費を若干修正させていただき、歳入の主なものについては、県支出金、それから一般会計繰入金を充てているところでございます。よろしくお願いしたいと思います。

次に、議案第4号平成30年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本予算案は、既定の歳入歳出予算の総額3億6,424万4,000円に4万2,000円を増額いたしまして、3億6,428万6,000円とするものでございますが、主な内容は、人事院勧告の人件費を計上させていただいているところでございます。

次に、議案第5号平成30年度築上町水道事業会計補正予算（第2号）でございますが、本予

算案は、既定の収益的支出を17万8,000円増額いたしまして、総額を4億1,427万円に改める。中身は人勸に伴う人件費の補正でございます。

次に、議案第6号平成30年度築上町下水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

本予算案は、収益的収支予算の収入を1,005万2,000円減額いたしまして、総額を5億6,721万2,000円に行い、支出を991万8,000円減額し、総額を5億4,660万2,000円に改めるものでございます。

既定の資本的収支予算の支出を4万4,000円を増額し、総額を6億1,417万1,000円に改めるものであります。

内容は、人勸の人事異動に伴う人件費でございます。

以上、5つの補正予算でございます。よろしく御審議をいただき御採択をお願い申し上げます。

日程第9. 議案第7号

日程第10. 議案第8号

日程第11. 議案第9号

日程第12. 議案第10号

日程第13. 議案第11号

日程第14. 議案第12号

日程第15. 議案第13号

日程第16. 議案第14号

日程第17. 議案第15号

○議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第9、議案第7号平成31年度築上町一般会計予算についてから、日程第17、議案第15号平成31年度築上町下水道事業会計予算についてまでを、会議規則第37条の規定により一括議題としたいが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号から議案第15号までを一括議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野財政課長。

○財政課長（椎野 満博君） **議案第7号**平成31年度築上町一般会計予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により平成31年度築上町一般会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第8号平成31年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により平成31年度築上町住宅新築資金等

貸付事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第9号平成31年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により平成31年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第10号平成31年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により平成31年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第11号平成31年度築上町霊園事業特別会計予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により平成31年度築上町霊園事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第12号平成31年度築上町国民健康保険特別会計予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により平成31年度築上町国民健康保険特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第13号平成31年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により平成31年度築上町後期高齢者医療特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第14号平成31年度築上町水道事業会計予算について、地方公営企業法第24条第2項の規定により平成31年度築上町水道事業会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第15号平成31年度築上町下水道事業会計予算について、地方公営企業法第24条第2項の規定により平成31年度築上町下水道事業会計予算を別紙のとおり提出する。平成31年3月7日。築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第7号は、平成31年度築上町一般会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ127億5,990万円と定めます。そして、一時借入金の限度額を20億円と定めるものでございます。

前年度は暫定予算、骨格予算のために、一応29.4%の増となっておりますが、主な要因は庁舎建設と防災行政無線の整備事業の普通建設事業が増加したものと考えられます。

そしてあと、債務負担行為の設定1件及び臨時財政対策債の6件の地方債の限度額を定めております。

あと、歳入については、若干町税がたばこ税の1億円の減の見込み等で2,142万7,000円、昨年よりは減っている予定でございます。

そしてあと、地方交付税も若干減じた形で予算を組まさせていただいているところでござい

す。

あと、町債は庁舎建設事業ということで、これは16億円ほど組まさせていただいているところでございます。

その形で、町債が若干ふえておるといふような状況でございます。

歳出においては、人件費を初め義務的経費が若干減りまして、5,100万円ほど減っております。人件費が2,100万円ほど、それから公債費が1,100万円、それから扶助費が1,800万円ということで、1億円減る見込みで計上させていただいているところでございます。

そういう形の中で、非常にやっぱり大型の予算になっておりますので、御理解をしていただきながら、あとよろしく御審議をしていただきたいと思います。あと、一応基金の取り崩しということで、これは普通建設事業の財政調整基金積立金、それから地域振興基金の取り崩し等々で財源を見繕いながら予算編成を行ったところでございます。

次に、議案第8号でございますけれども、平成31年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算でございます。

本予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、438万円と定めまして、一時借入金の最高額を2億1,000万円と定めるものでございます。

歳出の主な内容といたしましては、総務管理費と、それから貸付金の元利収入を見ており、あと県の補助金も若干見ているところでございます。この会計については、貸付金の滞納の回収という形の中で、全力で取り組んでいるところでございます。

次に、議案第9号平成31年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算でございますが、本予算案は、歳入歳出それぞれ430万2,000円と定めるものでございます。

歳入の主なものは、奨学金基金の預金利子収入と奨学金基金繰入金がございます。歳出は、貸付金、それから基金利子積立金等を一応歳出という形で組まさせていただいているところでございます。

今年度貸付予定は、新規が4名、継続2名ということで計画をしているところでございます。

次に、議案第10号平成31年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について。

本予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、64万3,000円と定めるものでございます。

本予算も、既貸付金の返済回収業務を行っており、非常に収納が困難な状態ではありますが、弁護士を委託しながらやっついこうということで、弁護士費用と、それから訴訟費用の手数料を計上させていただいているところでございます。

次に、議案第11号平成31年度築上町霊園事業特別会計予算でございますが、本予算案は、歳入歳出の総額をそれぞれ、400万6,000円と定め、一時借入金の限度額を100万円と

定めるものでございます。

歳入の主なものは、使用料及び手数料でございます。あと基金からの繰入金ということで、この会計運営をしていこうということで計画していると。

歳出の主なものは、総務管理費、それから一般会計繰出金というふうなことで、一応計画をしているところです。今年度の販売数は、小区画3を見込んでおります。

次に、議案第12号平成31年度築上町国民健康保険特別会計予算でございますが、本予算案は、歳入歳出予算総額を21億1,979万6,000円と定めまして、一時借入金の最高限度額を3億円と定めるものでございます。

本年度は、平成30年度の医療費実績を勘案しながら、医療費総額を前年度比2.6%増で計上しております。

歳入の主なものは、国保税、それから県支出金、一般会計繰入金の3つで構成をしているところでございます。

歳出は、保険給付費、それから国民健康保険事業会計納付金、それから保健事業費ということで予算計上をさせていただいているところでございます。

次に、議案第13号平成31年度築上町後期高齢者医療特別会計予算でございますが、本予算案は、歳入歳出予算総額をそれぞれ3億5,774万3,000円と定めるものでございます。

この特別会計は、後期高齢者医療の保険料を徴収し、福岡県後期高齢者医療広域連合へ納付をするための特別会計でございます。

歳入の主なものは、後期高齢者保険料を2億4,868万5,000円、一般会計から繰入金を1億901万円ということで計上させていただいております。

歳出の主なものは、総務費と、それから納付金がもう一番大きい金額で3億4,262万5,000円ということで、これが主体となります。

次に、議案第14号平成31年度築上町水道事業会計予算について。

本案は、業務の予定量と収益的・資本的収入支出額を定めるものでございますが、内容については、収益的収入及び支出は、水道事業収益4億7,223万5,000円、水道事業費用4億3,529万円でございます。

資本的収入及び支出は、資本的収入が1億2,405万3,000円、資本的支出が1億6,495万9,000円ということで予算を組まさせていただいております。

また、一時借入金の限度額を3億円と定めるものでございます。

次に、議案第15号平成31年度築上町下水道事業会計予算についてでございます。

本案は、収益的収入及び支出は、下水道事業収益5億7,489万5,000円、下水道事業費用5億5,922万7,000円となっております。

資本的収入及び支出は、資本的収入が3億9,319万7,000円、資本的支出が5億6,903万6,000円となっているところでございます。

また、一時借入金の限度額を1億6,600万円と定めるものでございます。

以上、9議案、よろしく御審議をいただきながら、御採択をお願い申し上げます。

日程第18. 議案第16号

日程第19. 議案第17号

日程第20. 議案第18号

日程第21. 議案第19号

日程第22. 議案第20号

日程第23. 議案第21号

日程第24. 議案第22号

日程第25. 議案第23号

日程第26. 議案第24号

日程第27. 議案第25号

日程第28. 議案第26号

日程第29. 議案第27号

日程第30. 議案第28号

○議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第18、議案第16号築上町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第30、議案第28号築上町学習等供用施設条例の一部を改正する条例の制定についてまでを会議規則第37条の規定により一括議題としたいが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第16号から議案第28号までを一括議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） **議案第16号**築上町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第17号築上町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第18号築上町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第19号 築上町旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第20号 築上町公共施設等整備基金条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第21号 築上町立学校教育環境整備基金条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第22号 築上町立学校給食運営基金条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第23号 築上町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第24号 築上町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第25号 築上町公共下水道区域外流入分担金に関する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第26号 築上町ふるさと公園広場条例等の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第27号 築上町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第28号 築上町学習等供用施設条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。平成31年3月7日。築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第16号は、築上町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定でございます。

本条例案は、国の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律と、長い法律でございますが、この法律の改正によりまして、根拠となる条項に変更が生じました。そのために、築上町個人情報保護条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第17号は、築上町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定でございます。

本条例案は、現下の地方行財政の状況等地域の実情を踏まえ、人事院勧告制度を尊重して、適切な改定を行うため条例の一部を人事院勧告に基づいて、これに準じた改定をするものでございます。あと中身は給料表の改正、それから期末勤勉手当、宿日直手当の改正と、このような形になっているところでございます。

議案第18号は、築上町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本条例案は、現下の地方行財政の状況等地域の実情を踏まえ、また人勸の制度等を尊重して、適切な改定を行うため条例の改定を行うものでございます。

期末手当の支給を従前は6月分が改定されまして12月減額になりますので、6月がふえて12月が減額、このような改定です。

次に、議案第19号築上町旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定でございますが、本条例案は、本町の旅費を国の基準とあわせて支給するために条例を改正するものでございます。原則、公共機関、公用車で出張ということでございます。あとは自家用車の出張の場合は、国の基準で1キロが37円ということで、これを制定するものでございます。

次に、議案第20号築上町公共施設等整備基金条例の一部を改正する条例の制定でございますが、本条例案は、行政事務に関する電子計算システムの導入、それから更新及び改修等を円滑に実施する財源を確保する必要があります。このために、条例の一部を改正して基金条例の改正するものでございます。よろしく願いいたしたいと思っております。

次に、議案第21号築上町立学校教育環境整備基金条例の制定について、本条例案も、町立学校の教育環境整備に必要な資金を積み立てるために新たに条例を制定するものでございます。

次に、議案第22号築上町立学校給食運営基金条例の制定についてということで、本条例案も築上町立学校の学校給食運営に必要な資金を積み立てるため、新たに条例を制定するものでございますが、本町では昨年からは米飯給食の米代を補助をしておりますが、この米代に充てる基金を積み立てるものでございます。

それから、議案第23号築上町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定でございますが、本条例案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正、これは厚生労働省令でございますが、平成30年の省令第15号が施行を4月1日からされます。そのためにこの条例を改正するものでございます。

それから、議案第24号築上町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する一部を改正する条例の制定について、本条例案は、築上町課等設置条例の一部改正により、上水道課と下水道課が統合するため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第25号築上町公共下水道区域外流入分担金条例の制定でございますが、本条例案は、下水道事業計画区域外から公共下水道に接続する受益者に対して、地方自治法第224条の規定に基づき分担金を徴収するための条例でございます。

議案第26号築上町ふるさと公園広場条例等の一部を改正する条例の制定でございますが、築上町課等設置条例の一部改正により商工課が他課と統合し廃止されるため、4つの施設を管理す

る部署を定める必要があります。そのために条例改正をするものでございます。

一応、商工課管理の部分を4つの部分が企画振興課のほうに移設をする形になろうかと。

議案第27号築上町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定でございます。

本条例案は、災害対策基本法の改正により、根拠となる条項にズレを生じたため、築上町災害対策本部条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第28号築上町学習等供用施設条例の一部を改正する条例の制定でございますが、現在、建築中の越路地区学習等供用施設が完成したときには、当該施設の設置及び管理に関し必要な事項を定める必要がございます。条例の一部を改正するものでございます。

以上、13件の条例改正案でございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

日程第31. 議案第29号

○議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第31、議案第29号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組規約の変更についてを会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略し、本日即決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第29号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組規約の変更については、委員会付託を省略し、本日即決することに決定しました。

日程第31、議案第29号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組規約の変更についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 議案第29号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組規約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、平成31年3月31日限り、福岡県市町村職員退職手当組合から、ふくおか県央環境施設組合、飯塚市・桂川町衛生施設組合、浮羽老人ホーム組合及び東山老人ホーム組合を脱退させ、平成31年4月1日から、福岡県市町村職員退職手当組合にふくおか県央環境広域施設組合を加入させるとともに、福岡県市町村職員退職手当組規約を別紙のとおり変更する。平成31年3月7日提出。築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第29号は、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団

体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更についてでございますが、先ほど朗読のとおりでございます。一応解散をする組合、それから新たに設置をする組合ということで、脱退と加入による議案の、これ加盟市町村の議決が要りますんで、よろしくお願ひ申し上げまして提案理由といたします。

○議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから、議案第29号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。議案第29号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

日程第32. 議案第30号

○議長（田村 兼光君） 日程第32、議案第30号築上町過疎地域自立促進計画の一部変更についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） **議案第30号**築上町過疎地域自立促進計画の一部変更について、築上町過疎地域自立促進計画の一部を別紙のとおり変更する。平成31年3月7日提出。築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第30号は、築上町過疎地域自立促進計画の一部を変更する議案でございますが、本議案は、今までの産業振興の部門に基盤整備事業が上がっておりましたが、今回、漁港関係の事業を計画するに当たり、この分を地方債の過疎債を充当するために国に申請するために議会の議決が必要になります。議会の議決によって、県・国に申請ができるという形になっておりますんで、よろしく御審議をいただき御採択をお願い申し上げたいと思います。

以上です。

日程第 33. 議案第 31号

日程第 34. 議案第 32号

日程第 35. 議案第 33号

日程第 36. 議案第 34号

日程第 37. 議案第 35号

日程第 38. 議案第 36号

日程第 39. 議案第 37号

日程第 40. 議案第 38号

日程第 41. 議案第 39号

日程第 42. 議案第 40号

日程第 43. 議案第 41号

日程第 44. 議案第 42号

日程第 45. 議案第 43号

日程第 46. 議案第 44号

日程第 47. 議案第 45号

○議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第 33、議案第 31号築上町農業委員会委員の任命についてから、日程第 47、議案第 45号築上町教育委員会委員の任命についてまでを会議規則第 37条の規定により一括議題としたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第 31号から議案第 45号までを一括議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 議案第 31号築上町農業委員会委員の任命について、築上町農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

議案第 32号築上町農業委員会委員の任命について、築上町農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

議案第 33号築上町農業委員会委員の任命について、築上町農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

議案第 34号築上町農業委員会委員の任命について、築上町農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

議案第35号 築上町農業委員会委員の任命について、築上町農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

議案第36号 築上町農業委員会委員の任命について、築上町農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

議案第37号 築上町農業委員会委員の任命について、築上町農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

議案第38号 築上町農業委員会委員の任命について、築上町農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

議案第39号 築上町農業委員会委員の任命について、築上町農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

議案第40号 築上町農業委員会委員の任命について、築上町農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

議案第41号 築上町農業委員会委員の任命について、築上町農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

議案第42号 築上町農業委員会委員の任命について、築上町農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

議案第43号 築上町農業委員会委員の任命について、築上町農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

議案第44号 築上町農業委員会委員の任命について、築上町農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

議案第45号 築上町教育委員会委員の任命について、築上町教育委員会委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求める。平成31年3月7日提出。築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） ちょっと待って。お諮りします。これは同じようなことを最初に言えばよかった。もう一番トップだけ農業委員、町長から説明して、後から教育委員会だけ説明したらどうでしょうか。——いいですね。じゃあ、そのように。新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第31号から44号までですかね。これは農業委員さんの選任についてということで、議案でございますが、この制度といたしましては、前回から公募をして、そして町長がその中から議会のほうに提案をするという制度になっております。

そういう形の中で、公募をしたら、椎田地区から5名、築城地区から11名という公募がございまして、椎田地区は全員議案のほうに提案しましたが、築城のほうは2名選択をいたしまして、9名の人事案件ということで提案をさせていただいているところでございます。農業委員につい

ではよろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

それから、議案第45号の教育委員につきましては、任命については、今教育委員をしている永井和美氏が3月24日をもちまして任期が満了いたします。新たに築上町教育委員会委員に茅田香氏を任命する案件でございますが、教育基本法の中で、保護者代表を入れたほうが望ましいという法律がございますので、それを一応尊重いたしまして、保護者代表という形で茅田氏を入れていただくということをお願いしたら、快く、議会のほうに出させてほしいということをお願いしたら、私でよかったですということ承諾をいただいて提案をした次第でございます。

住所は、築上町坂本に住所をおき、葛城小学校のPTAの役員さんをされておる方でございます。よろしく御審議をいただき御採択をお願い申し上げます。

○議長（田村 兼光君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

議案に対する資料要求及び所管委員会以外の議案質疑を希望される議員は、所定の様式で事務局まで提出してください。

なお、一般質問の締め切りは、あすの正午までとします。

これで散会します。御苦労さまでした。

午前11時03分散会
